

障障発 0407 第 1 号
障精発 0407 第 3 号
令和 8 年 4 月 7 日

各

都道府県
指定都市

 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)

高次脳機能障害支援養成研修の実施について

高次脳機能障害を有する者が暮らしやすい社会を実現するため、障害福祉サービス等の利用を希望する者に対して、同障害の特性に応じた支援を実施できる支援者の養成が求められている。

また、令和 8 年 4 月 1 日の高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号）の施行に伴い、各地域における一層の高次脳機能障害対策の推進を図るため、高次脳機能障害の特性に対応できる、専門性を持つ人材を確保する観点から、別添のとおり、「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」を定めたので、本事業の円滑な実施について特段の配慮をお願いする。

なお、本通知の施行に伴い、令和 6 年 2 月 19 日障障発 0219 第 1 号、障精発 0219 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長連名通知「高次脳機能障害者支援養成研修の実施について」は、廃止する。

高次脳機能障害支援養成研修実施要綱

1 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県は、中核市（特別区を含む）で適切に実施できる場合には、事業の全部又は一部を委託することができる。

また、事業の全部又は一部を適切に実施することができると思われる団体等に委託することができる。

3 対象者

- ① 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等において高次脳機能障害者の支援に従事する従業者
- ② その他、医療機関や行政機関の職員等、本研修の実施主体が認める者

4 研修内容

標準的なカリキュラムは、別紙のとおりであり、この内容以上のものとする。

なお、必要に応じて時間数を延長することや必要な科目を追加しても差し支えないものとする。

5 研修テキスト

本研修テキストについては、標準的なカリキュラムに沿った内容のテキストとする。

なお、令和2年度から4年度まで実施した厚生労働科学研究「高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラム及びテキストの開発のための研究」において、基礎研修及び実践研修のテキスト等の研修パッケージを作成しており、高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）のホームページで公開されているので参照いただきたい。

また、当該研修パッケージについては、令和6年度から7年度まで厚生労働科学研究「障害福祉サービス等事業者における高次脳機能障害者への支援の実態把握及び推進のための研究」において、検証を実施してきたところであり、令和8年4月以降に高次脳

機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）のホームページで公開する予定であるので参照いただきたい。

6 修了証書の交付等

実施主体の長は、研修修了者に対して氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日を記載した修了証書を交付するとともに、研修修了者の名簿を作成し管理すること。

7 事業実施上の留意点

- ・ 実践研修の受講者は、基礎研修の修了者とする。
- ・ 国は、本研修の実施に要する経費について、「高次脳機能障害者支援事業の実施について」（令和8年4月7日付障発0407第19号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「高次脳機能障害者支援事業実施要綱」第3の1（2）③に規定する研修事業として、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

高次脳機能障害支援養成研修カリキュラム

＜基礎研修＞	<p>◆対象：全ての障害福祉サービスの新人・若手職員等</p> <p>◆研修のねらい：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの対象となる高次脳機能障害者について知る。 ・ 高次脳機能障害者の障害特性を理解し、日常的な支援での対応方法を習得する。
--------	---

科目	時間(分)	内容
I 講義	360	
高次脳機能障害とは	40	高次脳機能障害の定義
高次脳機能障害の診断・評価	40	高次脳機能障害の診断、症状、神経心理学的評価
病院で行うリハビリテーション	40	医学的リハビリテーション、医療福祉連携
失語症とコミュニケーション支援	40	失語症と具体的対応方法
制度利用	40	障害者総合支援法に基づくサービス、障害者手帳制度等
相談支援	40	高次脳機能障害者への支援における情報収集・アセスメント
自立訓練	40	自立訓練（機能訓練・生活訓練）における高次脳機能障害者への支援
復職・就労移行支援	40	就労支援施策、高次脳機能障害者への就労支援のポイント
生活と支援の実際	40	生活支援の場における支援のプロセス、支援方法
II 演習	360	
障害特性の理解－症状のみかた	90	検査、評価結果の理解と支援への活用
障害特性に応じた支援	90	高次脳機能障害者への支援における情報収集・アセスメントの事例を通じた理解
自立訓練の実際	90	自立訓練（機能訓練・生活訓練）における支援の事例を通じた理解
復職・就労移行支援	90	医療機関・就労支援機関における支援の事例を通じた理解

＜実践研修＞	<p>◆対象：サービス管理責任者や相談支援専門員などの、高次脳機能障害者支援の経験者等</p> <p>◆研修のねらい：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性や背景を多角的に捉え、包括的な支援の視点を学ぶ。 ・ 多職種連携（チームアプローチ）の重要性を理解する。 ・ 高次脳機能障害者の支援の短期的な方向性（個別支援計画等）を立てることができるようになる。
--------	---

科目	時間（分）	内容
I 講義	360	
地域の支援体制	40	地域における高次脳機能障害の支援体制
認知症・発達障害との共通点と相違点	40	認知症及び発達障害との共通点と相違点の理解
小児期における支援	40	小児期発症の高次脳機能障害の特徴、復学支援
長期経過とフォローアップ	40	各ライフステージにおける高次脳機能障害の特徴、支援
チームアプローチの重要性	40	高次脳機能障害者支援における多職種連携・地域連携
家族（きょうだい）支援・当事者家族会の活動	40	高次脳機能障害者家族支援の必要性和支援の視点
コミュニケーション支援	40	失語症・高次脳機能障害によるコミュニケーション障害の理解
支援の実践的な枠組みと記録	40	支援の実践的な枠組み・プロセス/アセスメントと支援の手順書/記録方法
自動車運転再開支援	40	高次脳機能障害者の自動車運転支援に関連する法制度、運転評価、課題や留意事項の理解
II 演習	360	
障害特性の理解と対応方法	180	高次脳機能障害者の心理と対応方法の理解/障害特性に基づくアセスメントと対応方法
環境調整による支援と記録に基づく支援の評価	180	環境調整の考え方と方法/記録の収集と分析